（公社）北那覇法人会

「労務管理」基礎講座のご案内

～４月１日「働き方改革」法改正で企業がやるべきこと～

２０１９年４月１日働き方改革関連法が施行されました。残業の上限規制、年休５日強制取得には法違反に罰則も規定されています。厚労省、労基署は、法令遵守の取り締まりを強化しています。県内でも労基法違反で書類送検の事例が散見されます。企業が今何をすべきか？を労働法の基礎から分かりやすくレクチャーします。

❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖ 実　施　要　項 ❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖❖

- ◆日　　時　　平成３１年５月１５日（水）午後２時～４時
- ◆場　　所　　浦添市産業振興センター　結の街　３階中ホール
- ◆講　　師　　社会保険労務士 堀下 和紀 先生
- ◆受 講 料　　会員 １，０００円　　非会員 ４，０００円
- ◆定　　員　　６０名（定員になり次第、締め切りますのでお早めに！）
- ◆共　　催　　（一社）北那覇青色申告会

〈講座内容〉

１．働き方改革関連法の法改正とは？
①残業の上限規制（●時間以上は罰則）※残業の基礎から学ぼう！
②年休５日の強制取得（罰則１人●万円）※年休の基礎から学ぼう！
③中小企業６０時間超残業単価５０％（2023年）
④労働時間把握義務（管理職も！）
⑤フレックス・高度プロフェッショナル
⑥産業医の機能強化
⑦勤務間インターバル制度
⑧正規・非正規労働者の不合理待遇差禁止（2020年）
２．労務管理で企業は具体的に何をすべきか？
３．「働き方改革」の助成金は？

〈講師略歴〉

堀下社会保険労務士事務所代表。慶應義塾大学卒業、明治安田生命、エッカ石油を経て浦添市で創業。自らも「働き方改革」を実践。顧問先約２００社、職員数２７名。
【著 書】『労務管理の基礎のキソ』『労働トラブル５５の秘策』『問題社員４８手』（日本法令）
『労務管理は負け裁判に学べ』『労務管理は負け裁判に学べ２』『就業規則の作り方、考え方』
『ブラック企業ＶＳ問題社員』『女性活躍のための労務管理』『中小企業ができる「働き方改革」』（労働新聞社）『人事・労務がまるごとわかる本』（日本実業出版）

◆◆お問い合わせ◆◆　（公社）北那覇法人会　事務局／那覇市真嘉比2-5-3　TEL884-4408　FAX887-0119

切　取　線

（公社）北那覇法人会行　　平成３１年　　月　　日

「労務管理基礎講座」申込書

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ＦＡＸ＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名		